

放送法施行規則の一部を改正する省令の概要

【概要】

日本放送協会の経営委員会が、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、受信料免除の基準等の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であって、公益上、緊急に議決する必要があるため、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第18条第2項に規定する手続を実施することが困難である場合には、当該手続を要しないこととするため、所要の改正を行うもの。

【施行期日】

令和2年4月28日（火）

[参考]

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（意見の求め）

第十八条（略）

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一（略）

二 法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の月額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三・四（略）

3～9（略）